

美しいあなんを求めて

下水道

下水道の日について

9月10日は「下水道の日」です。立春から数えて220日目にあたる9月10日は「二百二十日（にひゃくはつか）」と呼ばれ、大雨に注意する日とされています。これが、公共下水道の大きな役割の一つである雨水排除に通じることから、この日が、公共下水道の普及促進をアピールする「下水道の日」に選ばれました。本市の公共下水道は、富岡町で整備が進められています。富岡町の下水道は、雨水と汚水を別々に処理する「分流式」が採用されています。

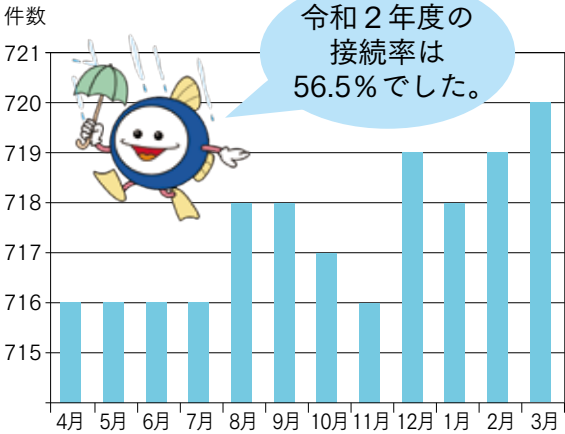
下水道接続のお願い

下水道は、居住環境を衛生的で快適なものにし、河川や海などの水環境の保全にも役立つ大切な施設です。皆さんが下水道に接続されることで、まちの衛生化や、川や海の汚染防止が促進されます。一人でも多くの方に接続していただくことが、「美しいあなん」の実現につながるため、早期の下水道接続をお願いします。

工事は、排水設備指定工事店にご依頼ください。指定工事店は、市のホームページや下水道課で確認することができます。



令和2年度 富岡町の下水道接続状況(累計)



下水道の使用にあたって

食べ物の残りや生ごみ、食用油などは、下水道管が詰まったり、処理場の機能を低下させたりするので、流さないようにしてください。

助成制度について

浄化槽やくみ取りトイレから下水道に切り替える工事には、供用開始からの年数に応じた助成制度がありますので、ぜひご利用ください。なお、家の新築に伴う下水道接続工事に対する助成はありません。ご了承ください。

問い合わせ 下水道課
☎22-1796

光のまち ステーションプラザ 9月の催し

- 展示コーナー 10:00~20:00
 - ※各展示とも展示入れ替えのため、初日は12:00から開始、最終日は15:00までに終了します。
 - 花と香りの手作り小物 8月31日(火)~12日(日)
 - 普段使いのハンドメイド 14日(火)~26日(日)
 - ナシの会ごちゃまぜ展 28日(火)~10月10日(日)
- 体験コーナー
 - ※カラーボトル作り※
12日(日) 13:00~15:00 【申込締切日】10日(金) 【参加費】1,000円 【定員】6人 【持参物】なし
 - ※一閑張り古布巻きネックレスとミニ・ミニカゴを作ろう※
19日(日) 13:00~15:00 【申込締切日】17日(金) 【参加費】1,500円 【定員】7人 【持参物】タオル、はさみ(布を切ります。)

☆阿波踊り活竹人形作り体験出来ます☆
13:00~16:00(月・木曜日休)

問い合わせ 光のまちステーションプラザ ☎24-3141

教育委員会定例会だより

7月定例会(7月27日開催)で、次の内容について審議し、承認されました。

- 教育長報告
 - ①地域おこし協力隊メンバーとの意見交換会及び第4回学校統廃合を考える教育委員協議会について
 - ②管区別教育長会について
 - ③市内小・中学校教頭研修について
 - ④市青少年健全育成センター運営審議会について
 - ⑤市勤労青少年ホーム運営審議会について
 - ⑥市行財政改革推進本部会議について
 - ⑦市学校給食審議会について
 - ⑧市人権施策推進本部会議について
 - ⑨市人権ふれあいこども会交流会について
 - ⑩有志教職員人権研修について
 - 阿南市教育振興基本計画等策定委員会委員の委嘱について(教育総務課)
 - 阿南市スポーツ総合センター管理規則の制定について(スポーツ振興課)
 - 市議会6月定例会の委員会議案説明及び質疑について(各課)
 - 学校給食基準給食費について(学校給食課)
- ※定例会の日時は、市ホームページでお知らせしています。

問い合わせ 教育総務課 ☎22-3299

いける人?!

空き家を放置していませんか



セルフチェックシート

- 雑草・樹木が繁茂している
- 外壁や屋根・軒下が変形・破損・腐食している
- ゴミの不法投棄がある
- 窓のガラスが割れ、扉等が傾きにより開閉しない
- 室内で雨漏りしている
- 塀にヒビや傾き、割れがある

1つでも当てはまる場合は建物が老朽化しています!

空き家所有者は管理責任があります! そのまま放置すると...

① 損害賠償を請求されるかも?!

計算例

倒壊による隣家家屋の全壊と
夫婦、子ども1人の死亡事故の場合

損害賠償額:約2億円

【参考】日本住宅総合センターによる損害賠償額の試算例

② 納付税額が高くなるかも?!

特定空き家等※に指定された後に自治体から改善の「勧告」を受けると、固定資産税等の「住宅用地の特例措置」が適用されなくなります。

適用された場合	200㎡まで	200㎡超過分
固定資産税課税標準額	1/6	1/3
都市計画税課税標準額	1/3	2/3

適用外となり、税額が高くなります!

※特定空き家等とは…そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態。そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態。適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

そうならないためにも 空き家を適正管理しましょう!

- ◇継続的な維持管理に努めましょう。
- ◇相続をしたとき、速やかに土地・建物の登記手続きを済ませましょう。
- ◇地域の方や近隣の方に連絡先を伝えて、問題が起きた場合、すぐに対応できるようにしておきましょう。

空き家に関する相談等、お気軽にお問い合わせください。

相談の内容	相談先	問い合わせ
空き家を売買・賃貸したい	公益社団法人 宅地建物取引業協会 阿南・海部支部 ※また、毎月第2火曜日に無料相談会を市役所で実施しています。(要予約)	☎23-7408
空き家を解体したい		
その他 総合的な相談窓口	市役所 住宅課 住まいの安全・安心係	☎22-3431